

宮川用水土地改良区保有個人データに関する事項の公表等について

平成17年4月1日から個人情報保護法が施行され、当土地改良区の業務における個人情報の取り扱いについて、「宮川用水土地改良区個人情報保護に関する規程第15条」により、保有個人データに関する事項を公表します。

1. 土地改良区の名称

宮川用水土地改良区

2. 利用目的

- ①宮川用水土地改良区定款4条に規定する事業を円滑に実施するために利用する。
- ②労働者等の個人情報は、事業等を実施する際の雇用管理のために利用する。

3. 個人情報の保護に関する方針

- ①法令等を遵守し、個人情報を適切に取り扱う。
- ②苦情処理に適切に取り組む。

4. 共同利用に関する事項

①共同で利用する個人データの項目

氏名、住所、土地所有状況等の組合員名簿、土地原簿等の個人情報データベース等に記載されている事項

②共同で利用する者の範囲

農林水産省東海農政局、三重県、三重県土地改良事業団体連合会、本土地改良区の受益地に関係する各市町、農業委員会、農業協同組合及び土地改良区

③利用する者の目的

本土地改良区の関連する事業の円滑な実施、その他の地域農業の振興のため。

④個人情報の管理について責任を有する者の名称

宮川用水土地改良区 個人情報保護管理者 事務局長

5. 利用目的の通知又は保有個人データの開示等を求める場合の方法及び手数料

①保有個人データの開示等を求める場合の方法及び手数料

開示等の求めを行う旨及び求めの内容を記載した書面を宮川用水土地改良区理事長へ提出

②手数料

「宮川用水土地改良区個人情報保護に関する規程」のとおり

6. 個人情報の取扱いに関する苦情の申し出先

宮川用水土地改良区 個人情報保護管理者 事務局長